

証券コード 5287

第 74 回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023 年 6 月 28 日（水曜日）
午前 10 時

場所

大阪市北区豊崎三丁目 9 番 1 号
ホテルビナリオ梅田 本館 2 階
「太陽の間」

報告事項

第 74 期（自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日）事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 監査役 2 名選任の件
- 第 3 号議案 退任監査役に対し
退職慰労金贈呈の件

株 主 各 位

(本店)神戸市中央区中山手通五丁目1番3号
(本社)大阪市北区中津六丁目3番14号



代表取締役社長 畑 中 浩

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第74回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://itoyogyo.co.jp/ir/investors/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区豊崎三丁目9番1号
ホテルビナリオ梅田 本館2階「太陽の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第74期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正
内容を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

インターネットにて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時まで

詳細は、次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※到着までに数日要しますので、お早目の投函をお願いいたします。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時到着

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内にしたがってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



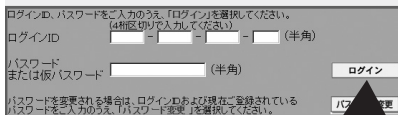
2. 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。



入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つとして位置付け、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及びキャッシュ・フローの安定、将来の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額 47,762,955円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鑄方徳亮氏及び監査役喜多秀樹氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>【新任】</p> <p>たゆたけし 田 湯 武 志 (1965年9月12日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社パルタクス入社 (現 株式会社PALTAC)</p> <p>1994年11月 当社入社 (現任)</p>	1,000株
	<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>田湯武志氏は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の業務に関する豊富な経験と見識を有しており、監査役に適切な人材と判断したことから、監査役としての選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>【再任】</p> <p>【社外監査役候補者】</p> <p>き た ひ で き 喜 多 秀 樹 (1961年9月13日生)</p>	<p>1986年4月 株式会社鴻池組入社</p> <p>1989年5月 安田特許事務所入所</p> <p>1993年12月 弁理士登録</p> <p>2002年6月 特許業務法人サンクレスト国際特許事務所共同開設</p> <p>2009年12月 同所代表社員 (現任)</p> <p>2011年6月 当社監査役 (現任)</p>	0株
	<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>喜多秀樹氏は、社外役員以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社の顧問弁理士を務められてきたなかで当社の現状をご理解載していること、また、弁理士として企業の知的財産権の分野について幅広い知識と見識を有し、その専門的見地及び独立した立場から当社の製造事業等に有効な助言や指導を期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2023年3月31日)現在の株式数を記載しております。
3. 田湯武志氏の選任が承認された場合、定款の定めに基づき同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする予定であります。
4. 当社は、定款の定めに基づき喜多秀樹氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役鑄方徳亮氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
い か た の り あ き 鑄 方 徳 亮	1997年2月 当社入社 2015年6月 当社監査役（現在に至る）

以 上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響による依然として厳しい状況に加え、ウクライナ情勢の長期化に伴う世界的な原材料価格及びエネルギー価格の高騰等、厳しい状況が続いております。

このような状況のなかで、当社では当事業年度においては「原点は、小さくて強い会社。～もう一歩着実な成長へ～」という原点に立ち返った社内スローガンを経営方針として掲げ、事業を推進してまいりました。

コンクリート関連事業の製商品に関しましては、少ないセメント量で高強度製品が製造できる「バイコン製法」で製造を行っており、これにより他製法に比べてCO₂排出量を削減できることから、SDGs実現に貢献した製法を採用しております。そのなかでも、当社主力製品である「ライン導水ブロックシリーズ」の独自性・優位性について引き続き高い評価を受けております。

当社無電柱化製品におきましては、無電柱化の推進に関して施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、国土交通省が「無電柱化推進計画」を策定し、未だ多くの課題が残っているものの、無電柱化の推進に向けた着実な取り組みが行われており、「S.D.BOX」等の採用も増加しております。

環境対策製品におきましては、NEXCO設計要領に準拠した油水分離ます「ヒュームセプター」が、環境対策・ノンポイント汚染対策として高速道路、国道、都道府県道等の交通量の多い道路や工場、商業施設等に幅広く採用されており、省スペースでの施工が可能な点、施工が簡易的である点、油の再流出が無い点等のメリットから、採用実績は2015年～2020年の5年間で約5倍に増え、2022年度には総販売台数が1,000基に達し、非常に高い評価を戴いております。

また、G20サミットや締約国会議においても取り上げられております「マイクロプラスチック対策」や「温室効果ガス削減」といった問題に対する具体的なソリューションとして、現在、「ヒュームセプターMP2フィルター」「ソーラー縁石システム」「レインガーデンシステム」といった環境関連製品の開発にも着手しております。

これらの製商品におきましては、当社製品のPR活動強化のため、「建設技術展2022近畿」、「ハイウェイテクノフェア2022」及び「エコプロ2022」に出展し、官公庁を始め、設計・施工会社、専門商社等の皆様から非常に高い評価を戴いております。

不動産関連事業におきましては、安定的な利益確保の目的により、新たに収益

不動産物件として東京都港区白金台を所在地とする事業用店舗物件を購入いたしました。

また、営業活動以外でも、サステナビリティ及びCSR活動の一環として、寄付型自動販売機による寄付支援、また、国土交通省主催の「ボランティア・サポート・プログラム」等にも参加し、営業活動や技術開発だけでなく、環境問題を意識したSDGsへの活動についても積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は34億67百万円（前事業年度比18.2%増）、営業利益は1億79百万円（同190.9%増）、経常利益は1億76百万円（同202.3%増）、当期純利益は1億31百万円（同58.6%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資の主なものは、事業用店舗物件の土地、建物の購入及び建物の改装費用、製造用の型枠や機械設備等であり、その総額は2億82百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、総額2億90百万円の借入を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期といたしましては、次期経営方針として前事業年度の主スローガンに引き続き、「原点は、小さくて強い会社。～ゆるぎない成長へ進取果敢に～」という原点に立ち返った社内スローガンを掲げております。このような方針の基、当社が参入すべき分野は、次のとおりであります。

- ① インフラ老朽化対策の推進（道路の老朽化対策）
- ② 無電柱化の推進（通学路・緊急輸送道路）
- ③ 生活道路・通学路の安全対策（自転車・歩行者中心の空間づくり）
- ④ 自転車の利用環境の整備（自転車道・自転車専用通行帯）
- ⑤ 頻発する局地的な豪雨（ゲリラ豪雨への対応）
- ⑥ 道路における再生可能エネルギーの活用や道路照明の省エネ化、高度化
- ⑦ インフラ等を活用した太陽光発電等の地域再エネの導入、利用の拡大

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 71 期 2020年3月期	第 72 期 2021年3月期	第 73 期 2022年3月期	第74期(当期) 2023年3月期
売 上 高 (千円)	3,169,912	3,052,071	2,934,280	3,467,349
経 常 利 益 (千円)	113,981	100,428	58,295	176,225
当 期 純 利 益 (千円)	128,905	86,449	317,167	131,195
1株当たり当期純利益 (円)	43.17	28.95	106.42	44.67
総 資 産 (千円)	4,887,689	5,454,235	5,619,490	5,856,019
純 資 産 (千円)	2,886,103	2,955,536	3,196,578	3,295,765

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきまして、後述の「2. 会社の株式に関する事項」に記載しております。
2. 第71期は、環境対策製品の受注の押し上げ及び不動産関連事業における収益不動産管理物件の購入により、売上高は第70期を11.1%上回っております。
第72期は、建築設備機器関連事業において新型コロナウイルス感染症による競争入札への影響等があったため、売上高は第71期を3.7%下回っております。
第73期は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の期間が長期化されたことに伴い、官公庁における発注業務が停滞し、採用されている案件の発注遅れや工期延長が発生したことから、売上高は第72期を下回っております。
第74期（当期）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
3. 第73期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 製 商 品 等
コンクリート関連事業	道路関連製品、パイコンパイプ、パイコンマンホール、ゴムジョイント、環境関連製品等
建築設備機器関連事業	空調設備を中心とする建築設備関連機器の販売・施工、メンテナンス
不動産関連事業	自社所有不動産の賃貸、管理

- (注) コンクリート製品の成形方法として、水セメント比の小さな生コンクリートを、高周波の振動（バイブレーション）と成形終盤の圧縮力（コンプレッション）により強固に締め固め、成形終了後、即時に脱型する製法をパイコン製法といいます。当社のコンクリート製品は、このパイコン製法により製造しているため、主力製品であるパイプ・マンホール等については「パイコン」の名を冠しております。

(8) 主要な営業所及び工場

- ① 本店 神戸市中央区中山手通五丁目1番3号
② 営業所及び工場

大阪本社	大阪市北区	加西工場	兵庫県加西市
大阪支店	大阪市北区	多紀製造所	兵庫県丹波篠山市
神戸支社	神戸市中央区		
東京支社	東京都中央区		
岡山営業所	岡山市北区		

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
127名	7名減	43.7歳	12.4年

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社 三菱UFJ銀行	520,759千円
株式会社 りそな銀行	320,546千円
株式会社 三井住友銀行	300,000千円
株式会社 京都銀行	116,333千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 14,270,000株
- ② 発行済株式の総数 3,568,000株
- ③ 当事業年度末の株主数 2,203名（前期末比24名減）
- ④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
畑 中 千 弘	690,400	21.6
畑 中 浩 太 郎	340,100	10.6
畑 中 雄 介	335,100	10.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	244,100	7.6
ヤング開発株式会社	149,000	4.6
栗岡千絵	129,100	4.0
伊藤友紀	128,700	4.0
畑 中 浩	58,000	1.8
株式会社SBI証券	29,080	0.9
東京海上日動火災保険株式会社	20,000	0.6

(注) 1. 上記の株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、当社の株式を従業員に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付型ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という）を導入したことによるものであります。

2. 当社は、自己株式383,803株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	畑 中 浩	経営管理本部長
常 務 取 締 役	高 岡 薫 生	開発本部長 兼 技術開発部長 兼 生産技術部長
取 締 役	畑 中 浩太郎	開発本部副本部長
取 締 役	畑 中 雄 介	コンクリート営業本部副本部長 兼 建築設備本部副本部長 兼 社長室長
取締役執行役員	伊 藤 量 哉	コンクリート営業本部長 兼 コンクリート営業部長
取締役執行役員	佐 藤 勝 也	建築設備本部長
取 締 役	岡 博	
取 締 役	吉 田 史	あおぞら司法書士法務総合事務所 司法書士
監 査 役 (常勤)	鑄 方 徳 亮	
監 査 役	喜 多 秀 樹	特許業務法人サンクレスト国際特許事務所 代表弁理士
監 査 役	畑 山 直 久	畑山公認会計士事務所 代表公認会計士、代表税理士

- (注) 1. 取締役岡博及び吉田史の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、両氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役喜多秀樹及び畑山直久の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役畑山直久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

特記すべき事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は当該保険契約によっても填補されません。

当該保険契約の保険料は、すべて当社で負担しており、被保険者である取締役、監査役及び執行役員による負担はありません。なお、当事業年度において、当該保険契約の対象となる損害賠償請求を受けた実績はございません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 基本方針

当社の取締役の主な職務は、業務執行の監督及び企業価値を高めることから、取締役の報酬は優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させること、及び中長期的観点で企業価値を向上させ株主利益と連動することを主眼に決定し、取締役会において決議します。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役及び監査役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金の2種類で構成しております。ただし、取締役兼務執行役員、社外取締役及び社外監査役は、業務執行から独立した客観的立場から経営を監督及び助言する立場を担うことから、その報酬は固定報酬としての基本報酬のみの構成としております。

② 基本報酬(金銭報酬)及び退職慰労金の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬限度額を上限として、代表取締役社長畑中浩に一任する旨を2022年6月29日開催の取締役会において決議し、代表取締役社長が決定します。委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。なお、代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責を総合的に評価し、報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会の決議に基づき委任を受けた代表取締役社長は、事前の総務部長との協議に基づきその具体的内容について多角的な検討を行い、取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

また、取締役兼務執行役員、社外取締役を除く取締役に対する退職慰労金については、当社「役員規程」に基づき、歴任した役位ごとの最終報酬月額に、役位別在任年数と役位別功績倍率を乗じて得た額の累計額(上限の定めあり)に在任期間中の功績などを勘案し、株主総会により支給の旨決議します。具体的金額、支給時期及び方法等については取締役会から委任を受けた代表取締役社長畑中浩がこれを決定し、退任時に一括して支給し、また、在任期間中の各事業年度においてこれを積立引当金として計上します。

監査役の基本報酬は、株主総会決議に係る総額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

- ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
 当社には、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の制度はありません。
- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
 当社には、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の制度は存在しないため、基本報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めております。
- ⑤ 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議及びその内容
 当社の取締役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第65回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議し、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
 また、当社の監査役の金銭報酬の額は、2000年6月29日開催の第51回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議し、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79,606 (3,600)	68,431 (3,600)	11,175 (—)	—	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,250 (2,400)	7,800 (2,400)	450 (—)	—	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役岡博氏は、重要な兼職を行っておりません。従いまして特別の関係もありません。
- ・社外取締役吉田史氏は、あおぞら司法書士法務総合事務所所属の司法書士であり、当社と同事務所との間に不動産・商業登記業務等の取引関係がありますが、特別の関係はありません。
- ・社外監査役喜多秀樹氏は、特許業務法人サンクレスト国際特許事務所の代表社員であり、当社と同事務所との間に特許手続き代理業務等の取引関係がありますが、特別の関係はありません。
- ・社外監査役畑山直久氏は、畑山公認会計士事務所の代表所員であり、当社と同事務所との間に税務申告代理業務等の取引関係がありますが、特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岡博	当事業年度開催の取締役会9回のすべてに出席し、議案審議等につき、経験豊富な企業経営者の観点から必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	吉田史	当事業年度開催の取締役会9回のすべてに出席し、議案審議等につき、会社法等の企業法務に関する高度な知見の観点から必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	喜多秀樹	当事業年度開催の取締役会9回のすべてに出席し、主に弁理士としての専門的見地から、適宜発言及び質問を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会9回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	畑山直久	当事業年度開催の取締役会9回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、適宜発言及び質問を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会9回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人アイ・ピー・オー

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	16,500千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従来の上年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

特記すべき事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

特記すべき事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要

特記すべき事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

特記すべき事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任若しくは不再任の決定を行います。

本事業報告中の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,649,542	流 動 負 債	1,759,219
現金及び預金	871,529	支払手形	481,399
受取手形	316,622	買掛金	125,815
電子記録債権	195,599	短期借入金	800,000
売掛金	404,365	1年内返済予定の長期借入金	60,828
完成工事未収入金	287,192	未払金	60,952
商品及び製品	498,819	工事未払金	68,462
原材料及び貯蔵品	58,873	未払費用	9,321
前払費用	12,322	未払法人税等	18,037
その他	4,217	預り金	14,983
固 定 資 産	3,206,476	工事損失引当金	341
有 形 固 定 資 産	2,990,964	リース債務	7,469
建物	767,865	賞与引当金	62,000
構築物	25,219	事業構造改善引当金	1,704
機械装置	31,372	その他の	47,902
車両運搬具	3,129	固 定 負 債	801,035
工具、器具及び備品	32,350	長期借入金	396,810
土地	2,115,474	長期未払金	3,000
リース資産	4,365	繰延税金負債	56,246
建設仮勘定	11,186	役員退職慰労引当金	59,343
無 形 固 定 資 産	16,649	退職給付引当金	152,073
ソフトウェア	782	リース債務	14,583
電話加入権	824	資産除去債務	83,074
リース資産	15,042	その他	35,903
投 資 そ の 他 の 資 産	198,862	負 債 合 計	2,560,254
投資有価証券	88,047	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	36,327	株主資本	3,253,818
長期前払費用	6,244	資本金	500,000
その他	104,570	資本剰余金	249,075
貸倒引当金	△36,327	資本準備金	249,075
資 産 合 計	5,856,019	利益剰余金	2,758,683
		利益準備金	61,400
		その他利益剰余金	2,697,283
		固定資産圧縮積立金	182,654
		別途積立金	1,920,000
		繰越利益剰余金	594,628
		自 己 株	△253,940
		評価・換算差額等	41,946
		その他有価証券評価差額金	41,946
		純 資 産 合 計	3,295,765
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,856,019

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		3,467,349
売 上 原 価		2,398,213
売 上 総 利 益		1,069,135
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		889,251
営 業 利 益		179,884
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,807	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	1,132	
不 用 品 売 却 益	550	
そ の 他	8,257	13,748
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,226	
為 替 差 損	2,501	
租 税 公 課	6,600	
支 払 手 数 料	3,078	17,407
経 常 利 益		176,225
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	960	
固 定 資 産 売 却 益	520	1,481
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	240	
減 損 損 失	8,091	
事 業 構 造 改 善 引 当 金 繰 入 額	1,704	10,036
税 引 前 当 期 純 利 益		167,670
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68,407	
法 人 税 等 調 整 額	△31,931	36,475
当 期 純 利 益		131,195

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社イトーヨーギョー
取締役会 御中

監査法人アイ・ピー・オー

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 日野利泰
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 梅田浩章

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーヨーギョーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アイ・ピー・オーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社イトーヨーギョー 監査役会

常勤監査役 鑄 方 徳 亮 ㊞

監 査 役 喜 多 秀 樹 ㊞

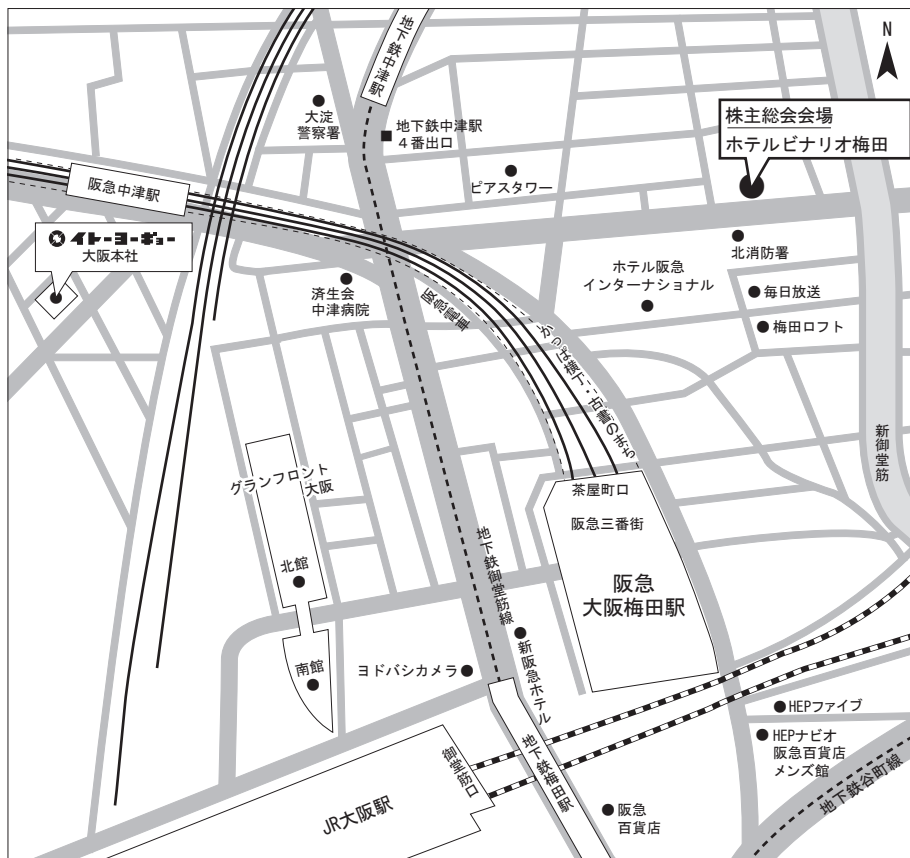
監 査 役 畑 山 直 久 ㊞

(注) 監査役喜多秀樹及び監査役畑山直久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区豊崎三丁目9番1号
ホテルビナリオ梅田 本館2階「太陽の間」
電話 06 (6373) 1111



[交通のご案内]

- 地下鉄御堂筋線「中津駅」4番出口より徒歩約5分、「梅田駅」より徒歩約10分
 - 阪急電車「大阪梅田駅」茶屋町口より徒歩約5分
 - JR「大阪駅」御堂筋北口より徒歩約10分
- ※駐車場はご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。